

## 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について

日本海・九州西広域漁業調整委員会委員については、令和7年4月24日に開催した第406回鳥取海区漁業調整委員会において、互選により山根委員を選出しました。これは、漁業法第143条第2項に基づく前任者の残任期間（本年9月末日まで）までの補欠委員としての人選であることから、改めて、次の任期（令和7年10月1日～令和11年9月30日まで4年間）の委員を互選していただく必要があります。

| 委員     | 任期   |
|--------|--|
| 朝日田委員  | 鳥取海区漁業調整委員会：R3. 10. 1～R7. 3. 31<br>日本海・九州西広域漁業調整委員会の任期：R3. 10. 1～R7. 9. 30 |
| 山根委員   | 日本海・九州西広域漁業調整委員会の補欠委員の任期：R7. 4. 1～R7. 9. 30                                |
| 今回互選委員 | R7. 10. 1～R11. 9. 30   |

## （参考1）日本海・九州西広域漁業調整委員会について

## 1 委員会の設置（漁業法第152条）

我が国周辺水域の水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を超えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、国の常設機関として設置されている。

また、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会を設けている。

○太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）

○瀬戸内海広域漁業調整委員会

○日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、日本海西部会、九州西部会）

## 2 委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行う。

①複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討

②資源回復計画の作成に係る審議

③資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動（法第121条）

④①に関連する漁業調整

## 3 委員の構成（法第153条）

各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者並びに学識経験者で構成する。（日本海・九州西委員会の委員数28名）

## （参考2）漁業法（昭和24年法律第267号）の「委員の任期」

第143条 委員の任期は、四年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。